

周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第22号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第23号とし、同項中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第3条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第1項中「第3種又は第4種の」を削り、同条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項にお

いて同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「第3種又は第4種の道路」を「道路（第3種第4級及び第5級並びに第4種第3級及び第4級を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」を「道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「第3種又は第4種の道路（自転車道）」を「道路（自転車道又は自転車通行帯）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に新築又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

周南市道路の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15)～(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 自転車通行帯</u> 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p><u>(16)～(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>））。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道は次の各号に掲げる部分を除き、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道は次の各号に掲げる部分を除き、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 自転車通行帯</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車</u></p>

現行

は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

改正案

通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況

現行	改正案
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い<u>第3種又は第4種の道路</u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い<u>第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路</u>(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い<u>道路(第3種第4級及び第5級並びに第4種第3級及び第4級を除く。次項において同じ。)</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い<u>道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>

現行	改正案
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い<u>第3種又は第4種の道路(自転車道)</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い<u>道路(自転車道又は自転車通行帯)</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は<u>自転車道若しくは自転車通行帯</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(待避所)</p> <p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p>	<p>(待避所)</p> <p>第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上と</p>

現行

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

改正案

すること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。